

2026年1月14日
日本板硝子株式会社

労働安全衛生法違反に係る罰金刑について

2024年7月29日に当社千葉事業所（千葉県市原市）において発生した労働災害（当社従業員の死傷事故）に関して、2025年10月29日に開示の通り、法人としての当社が千葉労働基準監督署より労働安全衛生法違反の容疑で書類送検されました。この件につき、本年1月9日付で千葉簡易裁判所より罰金30万円の略式命令を受けましたのでお知らせいたします。

当社グループとして、このような災害が発生した事実を重く受け止めており、グループ全社を挙げて安全活動をさらに強化し、二度とこのような災害を起こすことがないよう、再発防止に努めてまいります。

改めて、このたびの事故でお亡くなりになられた従業員のご冥福を深くお祈り申し上げるとともに、ご遺族をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心痛とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上

＜お問い合わせ＞

（報道関係等） 広報部 Tel : 03-5443-0100